

北播磨飲食店ガイド（仮称）作成業務に係る仕様書

1 事業名

北播磨飲食店ガイド（仮称）作成業務

2 事業の目的

北播磨地域で提供されるひょうごフィールドパビリオン認定プログラムプレイヤー（以下、プレイヤーという）等が薦める周辺の飲食店等をプレイヤー情報と合わせて発信することで、食による誘客及び北播磨地域で提供されるプログラムの認知度向上を図る。また、北播磨全域の情報をガイドブックで集約することにより、地域周遊を促し、消費単価の向上を図る。

3 事業期間

契約締結日から令和6年10月31日（木）まで

4 事業費

金2,767,600円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務要件

(1) 北播磨地域の特色ある「食」を特集するガイドブックの作成

ア 事業目的に即した、インパクトのあるガイドブックの名称を2案以上提案すること。

イ プレイヤー36者（北播磨地域における第5次認定時点のプログラム数）に対し、おすすめの飲食店、その理由やおすすめのメニュー等について取材すること。ただし、推薦することを辞退したプレイヤーが生じた場合はこの限りでない。

なお、プレイヤーの連絡先は委託者が提供することとし、その取材に当たっては、インタビューシート等を用いても差し支えない。ただし、写真の撮影は必要である。

ウ 各プレイヤーが推薦する飲食店のうち、72カ所程度に対し取材を行うこと。

エ 受託者は、取材対象への事業説明、日程調整、取材、写真撮影、各記事の作成など、ガイドブック作成の一切を行うものとする。

オ ガイドブックは電子媒体、紙媒体の2種類作成することとし、電子媒体のものはPDF形式で協議会事務局まで納品すること。なお、ウェブでの表示に適するよう印刷線の調整等必要な措置を講じること。また、紙媒体のものについては、以下の要件を満たすこと。

(ア) サイズはB5サイズとし、ページは36ページ以上とする。

(イ) マットコート70kgの用紙を使用し、両面フルカラーで印刷すること。

(ウ) 製本部数は5,000部とし、協議会事務局まで納品すること。

(2) 成果物にかかる権利等

成果物にかかる著作権及び二次利用に係る権利は、協議会に帰属するものとする。

6 納入期限

- ・ガイドブック作成業務行程表
- ・ガイドブック製本及び電子データ

令和6年 5月20日（月）

令和6年 10月25日（金）

7 個人情報等の取扱いについて

委託業務の実施に当たり取得した個人情報及び関係団体等の機密情報については、受託者において漏えいを防止するために必要かつ十分な措置を講じるものとし、委託業務の完了後においても同様とする。

8 特記事項

- (1) この仕様書に記載のない事項について、または仕様書の内容に疑義を生じた場合は、協議会と協議のうえ、対応すること。
- (2) 受注者の責めに帰する誤りがあった場合は、受注者の責任と負担において、修正または再制作等の措置を講じること。